



平成 27 年 4 月 8 日

各 位

会社名 わらべや日洋株式会社  
代表者名 代表取締役社長 妹川 英俊  
(コード番号 2918 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 森浦 正名  
(TEL. 042-345-3131)

## 役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、確定金額報酬及び業績連動型報酬で構成している当社の取締役の報酬制度の見直しを行う方針を決定しましたのでお知らせいたします。具体的には、平成 27 年 4 月 8 日開催の取締役会において、新たに当社の取締役（業務執行権限を有しない取締役を除く。以下同じ。）を対象とする新しい株式報酬制度を導入することに加え、現行の当社の取締役に対する業績連動型報酬の改定を決定いたしました。また、同時に、当社子会社 7 社（わらべや関西株式会社、わらべや東海株式会社、株式会社日洋、わらべや北海道株式会社、株式会社ベストランス、株式会社プロシスタス及び株式会社ソシアリンク。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役社長（当社の従業員身分を有する者を除く。当社の取締役と併せて、以下「対象取締役」という。）についても、当社の取締役と同様に、新しい株式報酬制度を導入することを決定いたしました（対象取締役を対象とする株式報酬制度を以下「本制度」という。）。

これにより、当社は、新しい株式報酬制度の導入及び当社の取締役の報酬額の改定について、平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 51 回定時株主総会に諮ることといたします。また、同様に、各対象子会社は、各対象子会社の取締役社長を対象とする新しい株式報酬制度の導入について、平成 27 年 5 月下旬に開催される各対象子会社の定時株主総会に諮ることといたします（当社及び各対象子会社の株主総会を以下「本株主総会」と総称する。）。

### 記

#### 1. 株式報酬制度の導入

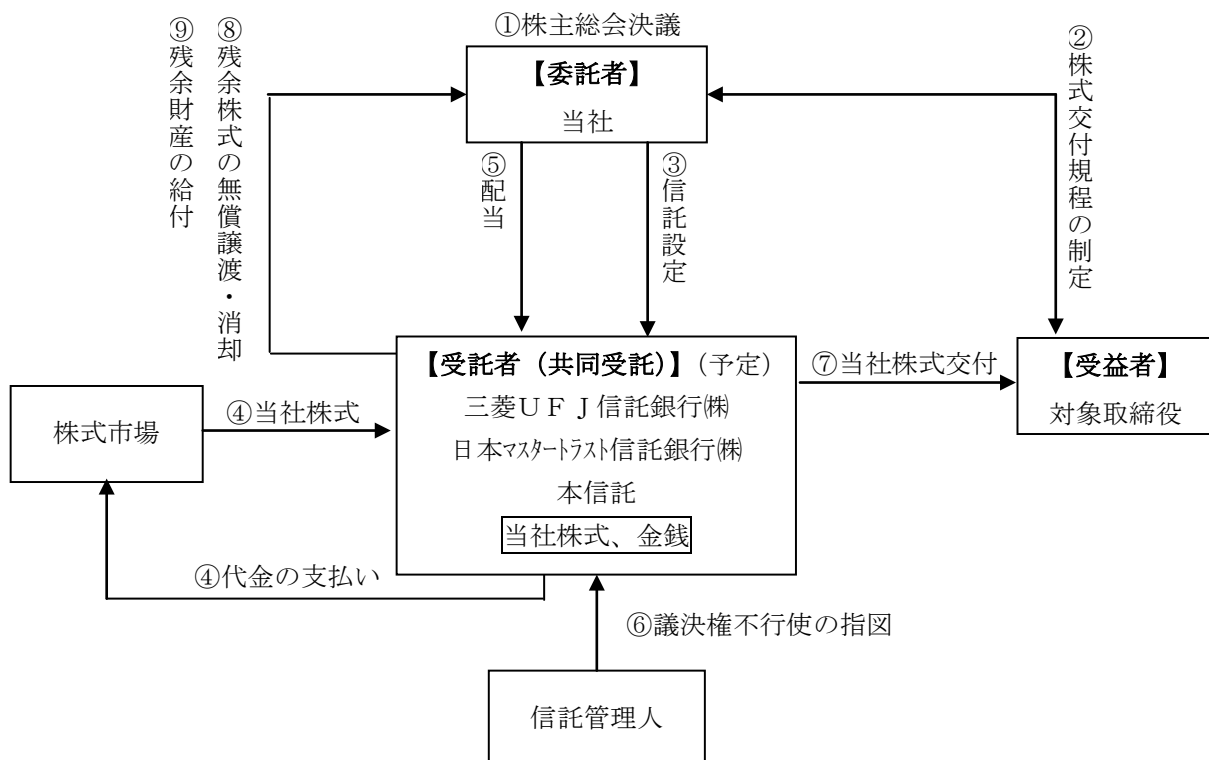
- (1) 当社は、対象取締役を対象に、これまで以上に当社グループの業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします（※1）。
- (2) 本制度の導入は、各対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 株式報酬制度としては、役員報酬 BIP 信託と称される仕組みを採用します。BIP (Board Incentive Plan) 信託とは、業績指標等に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。（※2）

(4) 当社は、本制度の実施のために設定した信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することがあります。

(※1) 本制度の導入により、対象取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である各対象会社の社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみによって構成されます。

(※2) BIP 信託<sup>®</sup>は三菱UFJ 信託銀行株式会社の登録商標です。

## 2. 本制度の概要



- ①対象会社は本制度の導入に関して、対象会社ごとに株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②対象会社は本制度の導入に関して、対象会社ごとに取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株数は、①の当社の総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、当社が毎事業年度の初めに開示する、連結業績予想に対する当期純利益の達成度に応じて、対象取締役に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、当該対象取締役の退任時に交付されます（なお、当該対象取締役が、当該

対象取締役としての地位に加え、当社又は当社子会社の取締役（対象取締役に該当しない取締役を含む。以下同じ。）を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役の退任と同時に、当社又は当社子会社の取締役に就任する場合を含む。）は、当社及び全ての当社子会社の取締役を退任した時点で一括して当社株式が交付される。）。

- ⑧信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に交付する予定です。

（注）受益者への当社株式の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、（対象子会社は当社を通じて）各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

#### （１） 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 2 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 2 月末日で終了する事業年度までの 5 年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象とし、各事業年度の業績指標及び役員に応じて、当社株式を役員報酬として交付する制度です。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（４）参照）には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### （２） 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限その他必要な事項を決議します。なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合（下記（４）参照）は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

#### （３） 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、下記（５）に定める累積ポイント数に応じた数の当社株式について本信託から交付を受けることができます。

- ① 対象期間中に対象取締役であること（対象期間中、新たに対象取締役にになった者を含む。）
- ② 対象取締役を退任し、かつ、当社及び全ての当社子会社の取締役を退任していること（※）
- ③ 一定の非違行為を原因として解任された者でないこと
- ④ 下記（５）に定める累積ポイント数が決定されていること

（※）ただし、本信託を終了する時点において、上記②を除く受益者要件を満たす対象取締役が在任している場合（上記②を除く受益者要件を満たす対象取締役であった者が当該対象取締役を退任した後、当社又は当社子会社の取締役として在任している場合を含む。）には、当該対象取締役に当社株式が交付されることがあります。

#### (4) 信託期間

平成 27 年 7 月 13 日（予定）から平成 32 年 7 月 31 日（予定）までの約 5 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（5 年間）と同一期間だけ延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た信託金上限の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に対するポイント数の付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が対象会社に在任している場合（上記②を除く受益者要件を満たす対象取締役であった者が当該対象取締役を退任した後、当社又は当社子会社の取締役として在任している場合を含む。）には、当該対象取締役が当社及び全ての当社子会社の取締役を退任し、当社株式の交付が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### (5) 対象取締役に交付される株式数

信託期間中の毎年 4 月末に、同年 2 月末で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績指標及び役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役に一定のポイント数が付与されます。1 ポイントは当社株式 1 株とします（※）。対象取締役に、対象取締役退任時に、累積ポイント数に応じた株式が交付されます（なお、当該対象取締役が、当該対象取締役としての地位に加え、当社又は当社子会社の取締役を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役の退任と同時に、当社又は当社子会社の取締役に就任する場合を含む。）は、当社の取締役及び全ての当社子会社の取締役を退任した時点で一括して当社株式が交付される。）。

（※）信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

#### (6) 本信託に拠出する信託金上限及び年間付与ポイント数の上限

信託期間ごとに、当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は 245 百万円（※）、当社の取締役のための株式報酬用に本信託が取得する株式の上限株数は 105,000 株、当社の取締役に付与される年間付与ポイント数の上限は 21,000 ポイントとします。

また、信託期間ごとに、各対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は 55 百万円（当社分と合わせて、合計 300 百万円）（※）とします。

（※）信託金上限は、現在の対象取締役の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

また、各対象会社の年間付与ポイント数上限の合計を 26,000 ポイント（うち対象子会社分として 5,000 ポイント）として各対象会社の承認決議を行うことも予定しております。かかる決議がなされた場合、対象取締役が本信託から交付を受けることができる株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。その為、対象期間において、本

信託が取得する株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイント数上限に信託期間の年数5を乗じた数に相当する株式数（130,000株）を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の各対象会社の株式取得資金の上限の合計額及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各対象取締役について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の各対象会社のそれぞれの株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 対象取締役に対する株式交付時期

上記（3）の受益者要件を満たした対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、当社及び全ての当社子会社の取締役を退任した時点における累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、対象取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に交付されることとなります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、本信託の終了時に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【本信託の内容】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 対象取締役に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）  
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
- ⑤受益者 対象取締役を退任し、かつ、当社及び全ての当社子会社の取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
- ⑥信託管理人 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦信託契約日 平成27年7月13日（予定）
- ⑧信託の期間 平成27年7月13日（予定）～平成32年7月31日（予定）
- ⑨制度開始日 平成27年7月13日（予定）  
（平成28年4月末日からポイント数の付与を開始）
- ⑩議決権行使 行使しないものとします。
- ⑪取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫信託金の上限額 300百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
- ⑬株式の取得時期 平成27年7月14日（予定）～平成27年8月13日（予定）
- ⑭株式の取得方法 取引所市場より取得
- ⑮帰属権利者 当社
- ⑯残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

3. 取締役の報酬額の改定

当社は、平成19年5月24日開催の第43回定時株主総会において、確定金額報酬とは別に、当社の連結当期純利益の水準に連動する業績連動型報酬の支給につきご承認いただいておりますが、このたび、当社の経営環境の変化に伴う取締役の責任の増大および株式報酬制度の導入を勘案し、現行の業績連動型報酬にかかる報酬枠を次のとおり改定いたします。

連結当期純利益水準	報酬枠
～1,000百万円以下	0円
1,000百万円超～2,000百万円以下	60百万円
2,000百万円超～3,500百万円以下	90百万円
3,500百万円超～5,000百万円以下	120百万円
5,000百万円超～	150百万円

以上